

国不建第 108 号
国官参建第 39 号
令和 6 年 11 月 1 日

主要民間団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
大臣官房参事官（建設人材・資材）

建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な対応について

建設工事を円滑に施工する上で、建設資機材の需給の安定は重要であり、サプライチェーン全体での協力が不可欠です。

現在、建設資材として使用される軽量コンクリート及びその原材料である軽量骨材において、需給のひっ迫、調達困難な状況が生じております。

つきましては、貴団体の会員企業が発注者である工事について、下記のとおり、建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な対応を行っていただきますよう、会員企業に対して周知を宜しく申し上げます。

なお、別紙 1～2 のとおり、建設業者団体、生コンクリート製造業界にも周知しているほか、軽量骨材製造業界にも経済産業省から出荷見通しに更新があった際には情報提供を行うよう協力を依頼しておりますので、参考までに申し添えます。

記

- 受注者から、軽量コンクリートをはじめとした建設資機材の納期の遅延等を理由として工期等に関する協議の申出があった場合には、当該申出が根拠を欠く場合など正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応じるよう努めること。